

横浜市社会福祉法人施設審査会運営要綱

制 定 平成24年3月30日健監第788号(局長決裁)
最近改正 令和7年4月1日健監第335号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、横浜市社会福祉法人施設審査会(以下「審査会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所管事務)

第2条 条例第2条第2項に規定する審査会の所管する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人の設立認可の可否に関すること。
- (2) 施設又は事業所の新規設置又は開始のための建設(建物を全面的に取り壊し新たに建設する場合及び定員の増加を目的とした既存施設の改築を含む。以下同じ。)を伴う国庫補助協議対象施設(交付金に係る協議を含む。以下同じ。)の選定及びその運営法人の選定に関すること。
- (3) 別に定める事業に関連する施設又は事業所の新規設置又は開始のための建設の補助金の支出先並びに社会福祉法第2条に定める社会福祉事業等を実施するための用地及び建築物の貸付先(以下、「建設補助金の支出先等」という。)の選定に関すること。
- (4) 解散等の事由によって事業運営が不可能になった社会福祉法人の事業を受け入れる運営法人の選定等に関すること。
- (5) その他会長が特に必要と認めるもの。

2 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定管理者の選定委員会その他公募に当たって設置する選定委員会において選定を行う事項については、審査会の審査から除くことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 福祉保健に関する学識経験者
- (2) 公認会計士
- (3) 弁護士
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 福祉サービスの利用者の家族
- (6) 福祉サービスの利用者の介護者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

(会長)

第4条 審査会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長とする。

- 3 審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査案件について直接利害関係を有する委員は、会議のうち当該審査案件に係る部分に出席することができない。
- 5 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により、審査会の会議については非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、審査会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(審査基準)

第8条 審査会に附議された案件の審査は、社会福祉法その他の法令等に定める基準に基づいて行うほか、別に定める評価項目について行う。

(案件の提出)

第9条 市長は、審査会に附議しなければならない案件がある場合は、様式1によって会長に提出する。

(審査結果の通知)

第10条 会長は、審査の結果を、様式2によって市長に通知する。

(委員報酬)

第11条 委員の報酬は、審査会1回の出席につき、次に示す額とする。

会長	19,000円
会長以外の委員	14,000円

(幹事)

第12条 審査会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、別に定める職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、会長の命を受け、委員を補佐する。
- 4 会長は、第9条の規定に基づいて提出された案件について、法令等との適合の状況その他審査会に附議するに当たって調整や整理が必要な事柄をあらかじめ幹事に確認させるものとする。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、健康福祉局企画部監査課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成26年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の審査会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(横浜市社会福祉法人施設審査会要綱の廃止)

4 横浜市社会福祉法人施設審査会要綱(平成9年9月29日福監第137号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

横浜市社会福祉法人施設審査会 会長 様

横浜市長

横浜市社会福祉法人施設審査会附議案件提出書

横浜市社会福祉法人施設審査会に附議する案件について、次のとおり提出します。

- 1 件 名
- 2 事業計画等
別紙のとおり

様式 2 (第 10 条関係)

年 月 日

横浜市長

横浜市社会福祉法人施設審査会
会長

横浜市社会福祉法人施設審査会審査結果通知

横浜市社会福祉法人施設審査会の結果について、次のとおり通知します。

- 1 件 名
- 2 事業概要
- 3 審査結果